

仕 様 書

1 業務名

安芸区民文化センター等合築施設空調等設備運転管理業務

2 業務目的

この業務は、安芸区民文化センター等合築施設（安芸区民文化センター、安芸区図書館、安芸区総合福祉センター）の冷暖房設備、空調・換気設備、給排水衛生設備及びその他の電気設備等の保守及び運転管理を主たる業務とし、委託業務全般について、関係法令に基づき業務を実施し、設備の円滑かつ経済的な運転、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止を図るものとする。

3 業務対象施設の概要

安芸区民文化センター等合築施設

① 安芸区民文化センター

② 安芸区図書館

③ 安芸区総合福祉センター

（安芸区役所厚生部、安芸区地域福祉センター、東部障害者デイサービスセンター）

平成13年3月開館

地上5階、地下1階建て 延床面積 17,075.77㎡

4 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

5 業務実施日時

委託業務に従事する日は、12月29日から翌年1月3日以外の日とする。

委託業務に従事する時間は、午前8時から午後10時までとする。

ただし、受注者は、臨時又は緊急の事由により発注者が認める場合には、その指示に従い業務を履行するものとする。

※安芸区民文化センター等合築施設 開館日数

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間業務日数	359日	360日	359日	359日

6 委託業務内容

(1) 保守点検業務

ア 建物内設備機器を定時に巡視し、機能点検を行うことで状態を把握する。

イ 必要に応じ機器の清掃・注油・調整を行い、常に良好な状態を維持する。

ウ 設備機器等の軽微な修理を行う。

エ 事故、故障、破損等が生じた場合、原因の究明を行う。

(2) 運転管理業務

ア 設備機器運転中は、常時、防災センターにおいて運転状況を監視し、負荷容量に応じて設置された機器の機能を常時良好に保持する。

イ 設備機器の運転操作・運転状況の監視及び点検調整及び運転記録の作成を行う。

ウ 設備機器の運転について十分把握し、運転異常が生じた場合は、適切な応急処置を行い、速やかに発注者に連絡する。

7 保守点検、運転管理の詳細

(1) 電気設備

ア 日常巡視点検、手入れ、測定、調整

イ 受電室、電動機の設置されている室等の整理、清掃

ウ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の管理、整理

エ 館内不点照明灯の取替（LED照明以外）

ただし、LED照明については、不点灯が確認され次第、速やかに発注者に報告すること。

オ 避雷設備の作動状況の点検、避雷針の取り付けボルトの締め具合の確認、調整

カ 電気使用量の計量、記録

キ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

ク 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(2) 自動制御装置（監視装置）…運転管理

ア 自動制御装置の操作

イ 館内の空調設備等の稼働状況のモニター監視

ウ 自動制御装置を用いた空調設備の運転時間、外気及び室内の温度・湿度の計測記録

エ 電気、水道、雑用水、ガス、燃料の使用状況の記録（メーター等の確認を含む）

オ 力率及び電力デマンド計の監視

カ 防災センター内の整理、清掃

キ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の管理、整理

(3) 空調冷暖房設備及び機械換気設備

ア 空調冷暖房設備及び機械換気設備の日常運転、操作、目視点検

イ 潤滑油等の補給及び取替え

ウ エアークリフィルターの汚れや損傷等の点検、取替え、清掃

エ 建物内パッケージエアコンの冷暖房切替

オ 機械室その他関連諸室内の整理、清掃

カ 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号）に基づき3か月に1回以上実施する簡易点検、記録（フロン排出抑制法に基づく）

キ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

ク 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(4) 給排水衛生設備

- ア 給排水衛生設備の日常運転・管理、機能点検、清掃、調整
- イ 各ポンプの運転状況の確認、目視点検
- ウ 館内の各水槽の点検、センサー等の稼働状況確認
- エ ポンプ室その他関連諸室の整理、清掃
- オ 受水槽・高架水槽電磁弁切替
- カ 上水及び雑用水の残留塩素の測定（週1回）
上水：残留塩素、水温、臭気、外観、味
雑用水：pH値、残留塩素、水温、臭気、外観
- キ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務
- ク 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(5) 冷温水発生機

- ア 発生機の運転及び運転記録等の作成
- イ 発生機の運転状況の確認、目視点検
- ウ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務
- エ 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(6) 消防設備

- ア 監視盤の監視
- イ 消防設備機器（火災報知器、スプリンクラー、消火栓、防火戸、防火ダンパー等）の目視点検
- ウ 消防用水及び消火水槽の点検
- エ 非常時及び故障時の操作
- オ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務
- カ 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(7) ドア（自動扉を除く。）等

- ア ドア及びサッシの開閉調整
- イ ドア及びサッシの作動状態の確認
- ウ パイプシャッター、防火シャッターの開閉状態の確認、調整
- エ 防火戸の開閉状態の確認
- オ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務
- カ 事故、故障、破損等発生時の原因究明及び復旧のための対応（軽微な修理を含む）

(8) 地下燃料タンク

- ア 日常点検（月1回）
- イ 記録（年に1回発注者へ提出すること）

(9) その他の設備

別表1、2に基づく日常的な運転管理及び点検

(10) 定期点検

- ア 建築設備定期点検（年1回）
建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項その他関係法令に基づき、建築物の

昇降機以外の建築設備について、損傷、腐食その他劣化の状況の点検を実施し、所定の報告書を必要に応じて写真を添付して、毎年7月31日までに発注者に提出する。なお、建築設備検査員等、建築設備点検の資格を有する者を従事させること。

点検によって設備の現状を把握し、不具合・事故発生を未然に防止するよう計画的に保守点検を行うこと。

イ 防火設備定期点検（年1回）

平成28年6月の建築基準法改正に伴い追加された、防火設備点検を実施する。所定の報告書を必要に応じて写真を添付して、毎年7月31日までに発注者に提出する。なお、防火設備検査員等、防火設備点検の資格を有する者を従事させること。

点検によって設備の現状を把握し、不具合・事故発生を未然に防止するよう計画的に保守点検を行うこと。

(1) その他

火災・緊急事態が発生した際の初動措置の実施

(2) 立会等

発注者が別途契約により実施している設備保守点検業務及び設備管理上関係のある業務についての立会い及びこれに関する記録。

8 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受注者は、業務対象施設の設備と同規模程度以上の設備の保守点検及び運転管理に従事した経験と知識を有する人員を常に当該施設の防災センターに配置すること。

(2) 受注者は、委託業務の実施にあたり、危険物取扱者免状乙種第四類以上の資格を有する者に従事させること。また、電気設備、空調冷暖房設備等、当該業務にかかる機器の取扱いに精通した者を従事させること。

(3) 本業務の従事者は、施設の設備を適切に維持管理し、エネルギー消費の無駄をなくす効率的な運転管理を行うこと。

また、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止を図るため、定期的に施設内を巡回して設備等の故障、破損等の発見に努めること。

(4) 受注者は、新たに本業務を履行する場合には、委託業務契約締結後速やかに引継ぎを受け、業務履行開始日までに従事者へ十分な教育を行い、日常管理及び運転操作等に支障のない準備を行うこと。

(5) 本業務の従事者は、常に受注者の名入りの統一した衣服を着用し、公共施設の管理を行う者であることを十分に自覚して行動すること。

9 報告事項等

(1) 受注者は、契約後速やかに発注者に対し、現場責任者及び従事者の氏名、上記8の資格者証の写し等を提出するものとする。現場責任者及び従事者に変更があったときも、また同様とする。

(2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とする。受注者は次のア及びイに掲げるとおり提出し、発注者の確認を受けなければならない。

ア 年間計画書

令和8年度分については契約締結後速やかに提出し、次年度以降は各年度履行開始日の前月25日までに提出すること。

イ 月間計画書

令和8年度4月分については契約締結後速やかに提出し、次月以降は各月履行開始日の前月25日までに提出すること。

- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は業務日誌及び月間報告書とする。所定の様式により、業務日誌は毎日（休日等の場合には翌日以降で最も近い就業日）前日分（ただし、3月31日分については、委託業務完了後当日分）を提出し、1か月分の業務内容を記載した月間報告書は翌月10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。
- (4) 残留塩素測定の見積書については、月間報告書に添付して提出すること。
- (5) 建築基準法第12条第4項に基づく昇降機以外の建築設備の劣化点検の見積書は、定期点検結果報告書、建築設備定期点検項目表及び建築設備定期点検表とし、点検終了後速やかに提出すること（いずれも書面2部及び電子記録媒体1部を提出すること。）。
- (6) 防火設備点検の見積書は、法令に適したものとし、点検終了後速やかに提出すること（いずれも書面2部及び電子記録媒体1部を提出すること。）

10 検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、委託業務実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

11 経費の負担等

委託業務を行うため必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料並びに次に掲げるものは発注者の負担とする。

- (1) 燃料・潤滑油
- (2) 軽微な修理に必要な材料

ただし、残留塩素の測定に伴う経費については、受注者の負担とする。

なお、受注者は、電気、水道及びガスの使用に当たっては、効率的に使用するよう努め、一時に大量に使用する場合は、事前に発注者の承認を得ること。庁舎・施設の使用及び業務の遂行に当たっては、「広島市環境マネジメントシステム」の運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。

12 その他

- (1) 受注者は、契約期間の満了を迎える際には、次年度の本業務において業務に支障をきたさないよう、十分なる引継ぎを行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者が業務の完了に向けた前向きな協議を行って定めるものとする。

設 備 の 概 要

1 電気設備

(1) 受変電設備

① 受電電力	3相3線	6.6KV	60Hz	1回線
② 変圧器	単相	50KVA×2台	100KVA×5台	
		200KVA×1台		
	3相	100KVA×2台	300KVA×4台	
		400KVA×1台		

(2) 自家発電設備

① 3相交流発電機 (ガスタービン駆動)

容量	1,000KVA		
電圧	3相3線	6.6KV	60Hz

② ガスタービン

定格出力	1,200PS		
出力回転数	1,800rpm		
始動方式	電気始動		
燃料	A重油 (燃料小出槽 1,950リットル)		

③ 燃料地下タンク

貯蔵物	A重油		
容量	35,000リットル		

(3) 直流電源設備

① 非常照明等用

容量	300AH	54セル	
蓄電池	シール形	鉛蓄電池	
電圧	108V		
整流器	自動定電圧装置付浮動充電兼用サイリスタ式		

② 自家発用 (始動・制御用 各1基)

容量	550AH	始動用12セル	制御用2セル
蓄電池	シール形	鉛蓄電池	
電圧	12V×2=24V		
整流器	自動定電圧装置付浮動充電兼用サイリスタ式		

(4) 電灯コンセント設備

- ① 全館LED照明 (ただし、一部蛍光灯、白熱灯及び水銀灯)
- ② 誘導灯、非常照明

- (5) 自動扉開閉装置
- (6) 中央監視装置
中央監視盤付属機器一式

2 昇降機設備

エレベーター

- No.1号機 乗用・身障者兼非常用（地下1階～4階） 1台
速度90m/分，定員15名，積載荷重 1,000kg 5箇所停止
- No.2号機 乗用・身障者用（地下1階～4階） 1台
速度90m/分，定員11名，積載荷重 750kg 5箇所停止
- No.3号機 乗用（地下1階～2階） 1台
速度45m/分，定員6名，積載荷重 450kg 3箇所停止
- No.4号機 人・荷物兼非常用（地下1階～4階） 1台
速度45m/分，定員26名，積載荷重 1,750kg 5箇所停止
- No.5号機 荷物用（1階～2階） 1台
速度30m/分，積載荷重 3,000kg 2箇所停止
- No.6号機 荷物用（地下1階～2階） 1台
速度30m/分，積載荷重 2,500kg 3箇所停止
- No.7号機 乗用（地下1階～4階） 1台
速度45m/分，定員6名，積載荷重 450kg 5箇所停止

3 弱電設備

- (1) 電気時計設備
- (2) インターホン設備
- (3) テレビ共聴設備（ITV設備を含む）
- (4) 身障者警報設備
- (5) 駐車場管制設備
- (6) 防災設備（自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備、非常通報設備、誘導鈴設備）
- (7) ガス漏れ警報設備
- (8) エレベーター運行監視
- (9) 照明防犯設備
- (10) 鍵管理設備

4 空気調和設備

(1) 熱源設備

- ① 冷温水発生機
冷房能力 150RT
暖房能力 379,500kcal 1基
冷房能力 150RT

暖房能力 455, 400kcal 2基

- ② 冷却塔 150RT 3基
- ③ 膨張タンク 1,000ℓ 2台
- ④ 薬液注入タンク 100ℓ 3台

(2) ポンプ設備

- ① 冷温水ポンプ 1.5kW 3台
1.1kW 3台
- ② 冷却水ポンプ 18.5kW 3台

(3) 空気調和機

- ① ユニット形 11台
- ② ファンコイルユニット 121台
- ③ パッケージ形 114台
- ④ 電気パネルヒーター 1.5kW 2台
- ⑤ 温水パネルヒーター 2,900kcal 16台
- ⑥ 全熱交換機 69台

(4) 送風機設備

- ① 給気ファン 25台 1.5kW 1台 2.2kW 1台
1.5kW 2台 1.1kW 1台
0.7kW 3台 0.45kW 1台
0.3kW 3台 0.28kW 6台
0.1kW 6台 0.06kW 1台
- ② 排気ファン 76台 1.5kW 2台 2.2kW 1台
1.6kW 1台 1.5kW 1台
0.75kW 3台 0.7kW 2台
0.3kW 9台 0.28kW 3台
0.1kW 16台 0.06kW 22台
0.03kW 12台 0.02kW 4台
- ③ 排煙ファン 4台 3.0kW 2台 2.2kW 1台
1.5kW 1台
- ④ 気流攪拌ファン 17台 0.12kW 17台
- ⑤ 可変風量装置 54台 0.1kW 54台

(5) 自動制御設備

自動制御装置並びに付属機器 一式

5 給排水衛生設備

(1) 水槽類

① 受水槽

FRP	9 t	2槽式 (飲用水) × 1基
コンクリート製	51 t	(雑用水) × 1基

② 高架水槽

FRP	3 t	2槽式 (飲用水) × 1基
FRP	15 t	2槽式 (雑用水) × 1基

③ 雑排水槽

1槽
13 m² × 1槽

④ 汚水槽

4槽
30 m² × 3槽 15 m² × 1槽

(2) ポンプ類

① 飲用水揚水ポンプ

32φ × 80リットル/分 × 35m × 2.2kW × 200V × 2台

② 雑用水揚水ポンプ

65φ × 630リットル/分 × 35m × 7.5kW × 200V × 2台

③ 汚水排水ポンプ

80φ × 900リットル/分 × 8m × 3.7kW × 200V × 2台

80φ × 450リットル/分 × 8m × 1.5kW × 200V × 2台

④ 雑排水ポンプ

50φ × 450リットル/分 × 8m × 1.5kW × 200V × 2台

50φ × 230リットル/分 × 8m × 0.75kW × 200V × 2台

⑤ 雨水排水ポンプ

50φ × 310リットル/分 × 8m × 1.5kW × 200V × 2台

50φ × 250リットル/分 × 8m × 0.75kW × 200V × 4台

⑥ 雨水再利用設備

ア ろ過塔 500φ × 912H

イ ろ過ポンプ 133リットル/分 × 27m

ウ 薬液注入ポンプ 33ml/分

エ 薬液ポンプ 100リットル

⑦ スプリンクラーポンプ

200φ × 3, 420リットル/分 × 84m × 90kW × 200V × 1台

⑧ 補助加圧ポンプ

25φ × 20リットル/分 × 84m × 3.7kW × 200V × 1台

⑨ 泡消火ポンプ

125φ×1, 260ℓ/分×7.6m×3.7kW×200V×1台

(3) 温水器・湯沸器

① 貯湯式電気温水器 32台

200ℓ×1.0kW×2台 (30ℓ×3kW又は20ℓ×2kW)×30台

② ガス瞬間式湯沸器 10台

32号×1台 30号×5台 24号×3台 5号×1台

(4) 衛生陶器

① 大便器

和式 14台 洋式 55台 身障者用 15台

② 小便器 45台

③ 手洗器・洗面器 122台

④ 掃除用流し・汚物流し 15台

別表 1

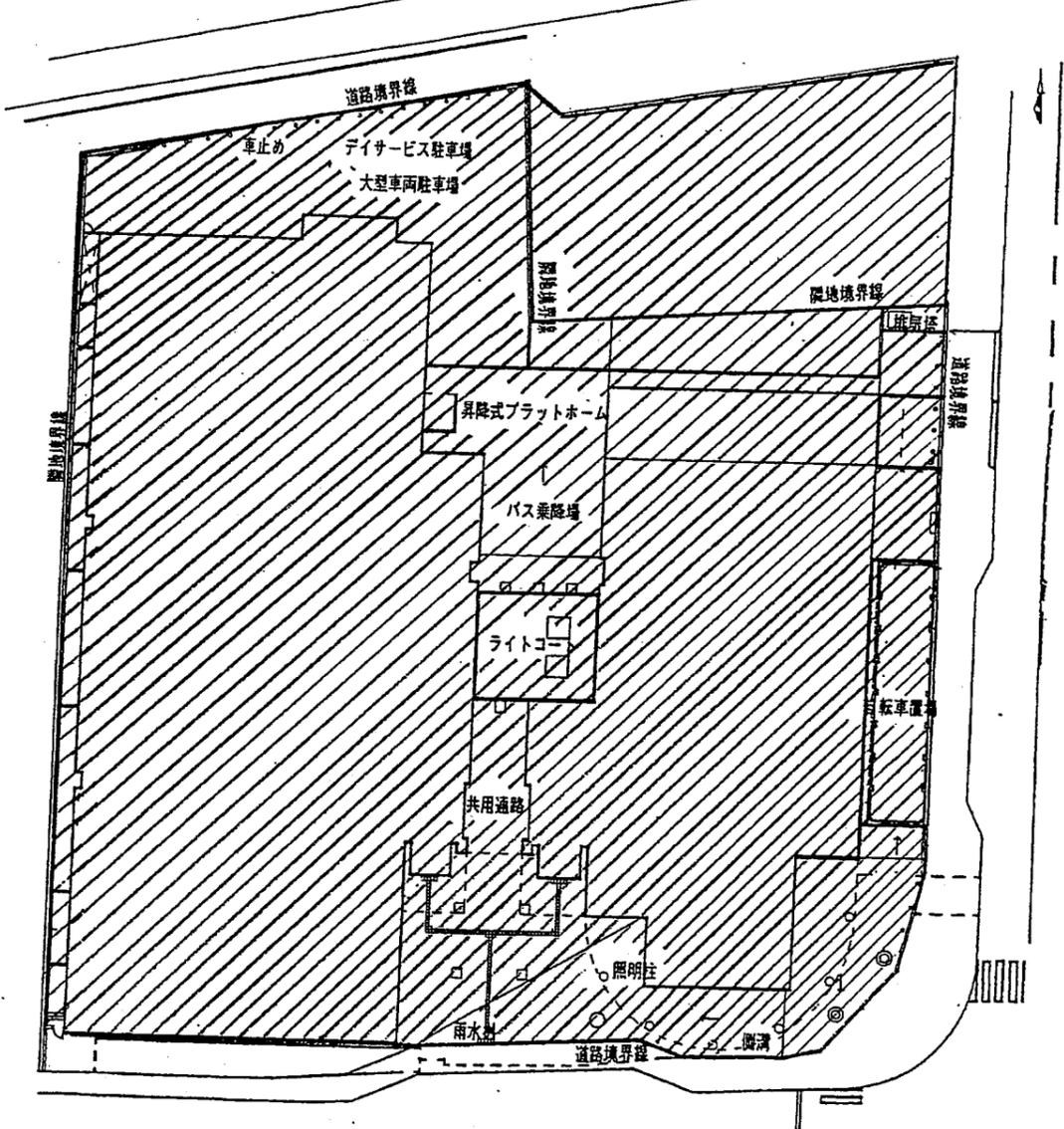
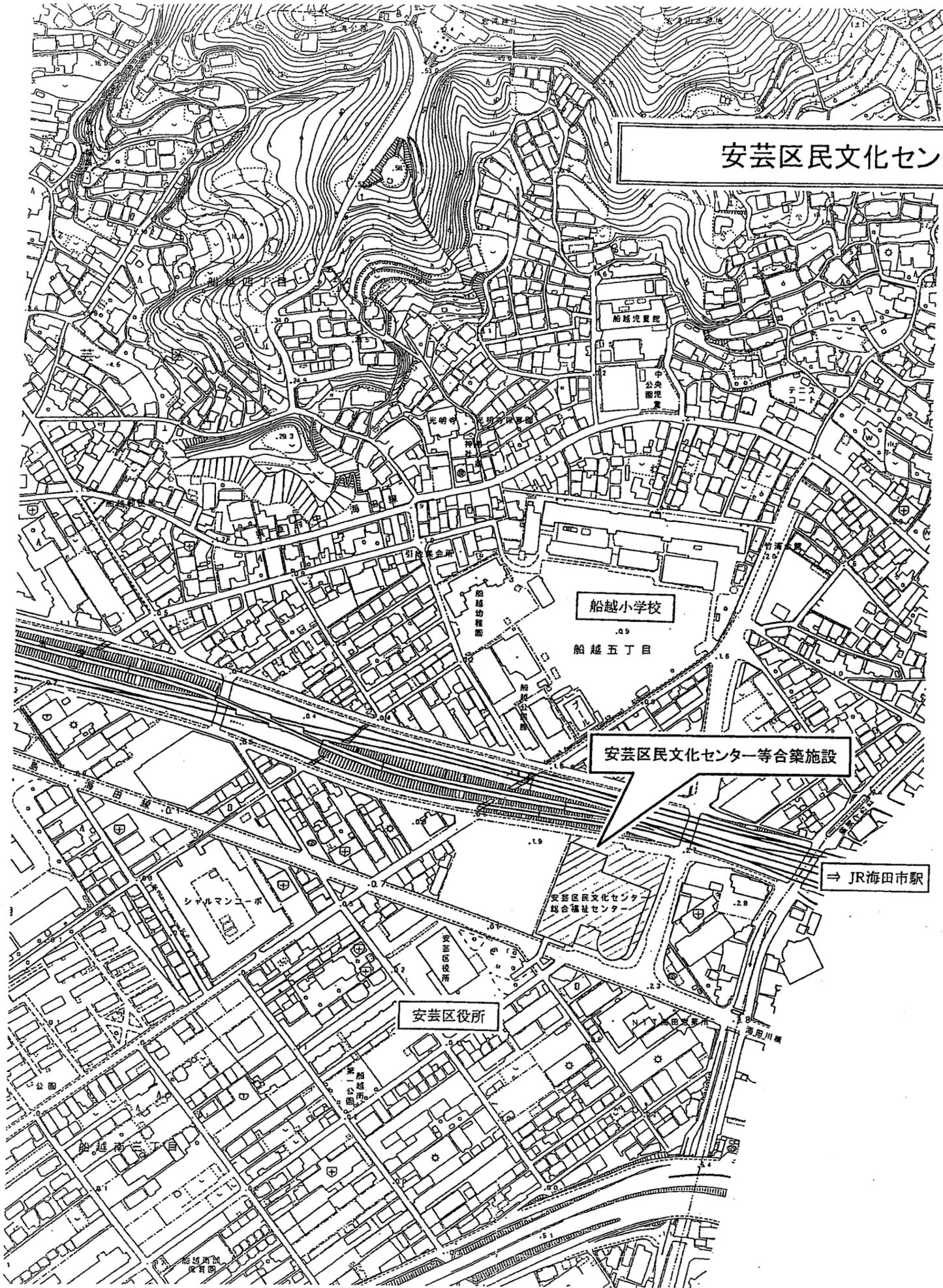
区 分	点検等項目一覧
電気設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯具（安定器含む）一式の取替 ・ 蛍光灯樹脂カバー取付調整 ・ 非常灯（ミニクリプトン電球）交換（バッテリーを含む。） ・ コンセント・スイッチの新設・増設・移動 ・ コンセント露出部へのカバー蓋取付
空調冷暖房設備・ 機械換気設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各ポンプの錆落とし、錆止め・ペンキ塗り ・ パッケージエアコンの風量調整及び冷暖房切替
給排水衛生設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの洗浄弁の調整及び各種装置の漏水及び排水つまりの補修 ・ トイレピストンバルブ、押し棒部取替 ・ トイレ石鹸タンクの押し棒・パッキン取替 ・ 受水槽自動給水弁ワン型パッキン、シートパッキンの取替 ・ 防火水槽満水警報発令後の水抜き作業 ・ 擬声装置の作動確認、電池交換 ・ トイレ水栓装置の作動確認、ACアダプタの交換
ドア等建築設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉・窓等ヒンジ、取手及び戸車の交換・修理 ・ バルコニー引戸開閉不良修繕、ストッパー・クッションゴム取付 ・ 引戸窓の固定金具取替 ・ 回転窓の固定金具取付部補修、回転窓の固定金具引っ掛け補修 ・ 扉及びドアチェックの調整 ・ 各室扉の開閉難補修 ・ 排煙窓、防火扉の稼働確認 ・ パイプシャッター、防火シャッターの開閉状態・安全装置の作動確認（異常時の電池交換を含む）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議机、椅子等の点検・ネジ締、修理 ・ 床等配線モール取付、取外し
上記項目に準ずる、その他館内全設備における故障の修繕作業	

別表 2

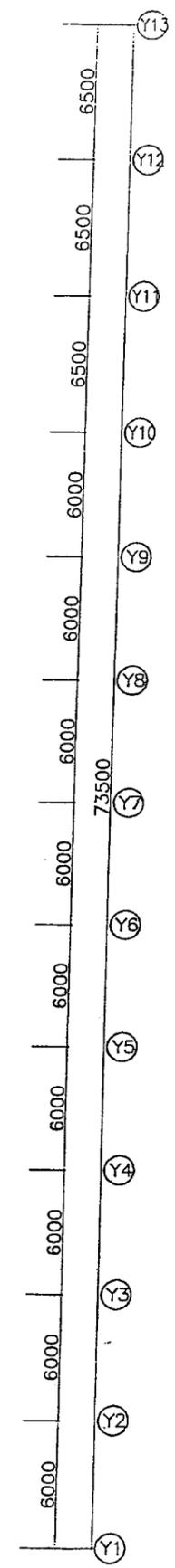
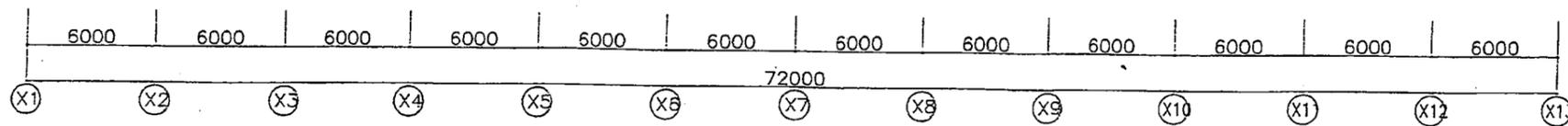
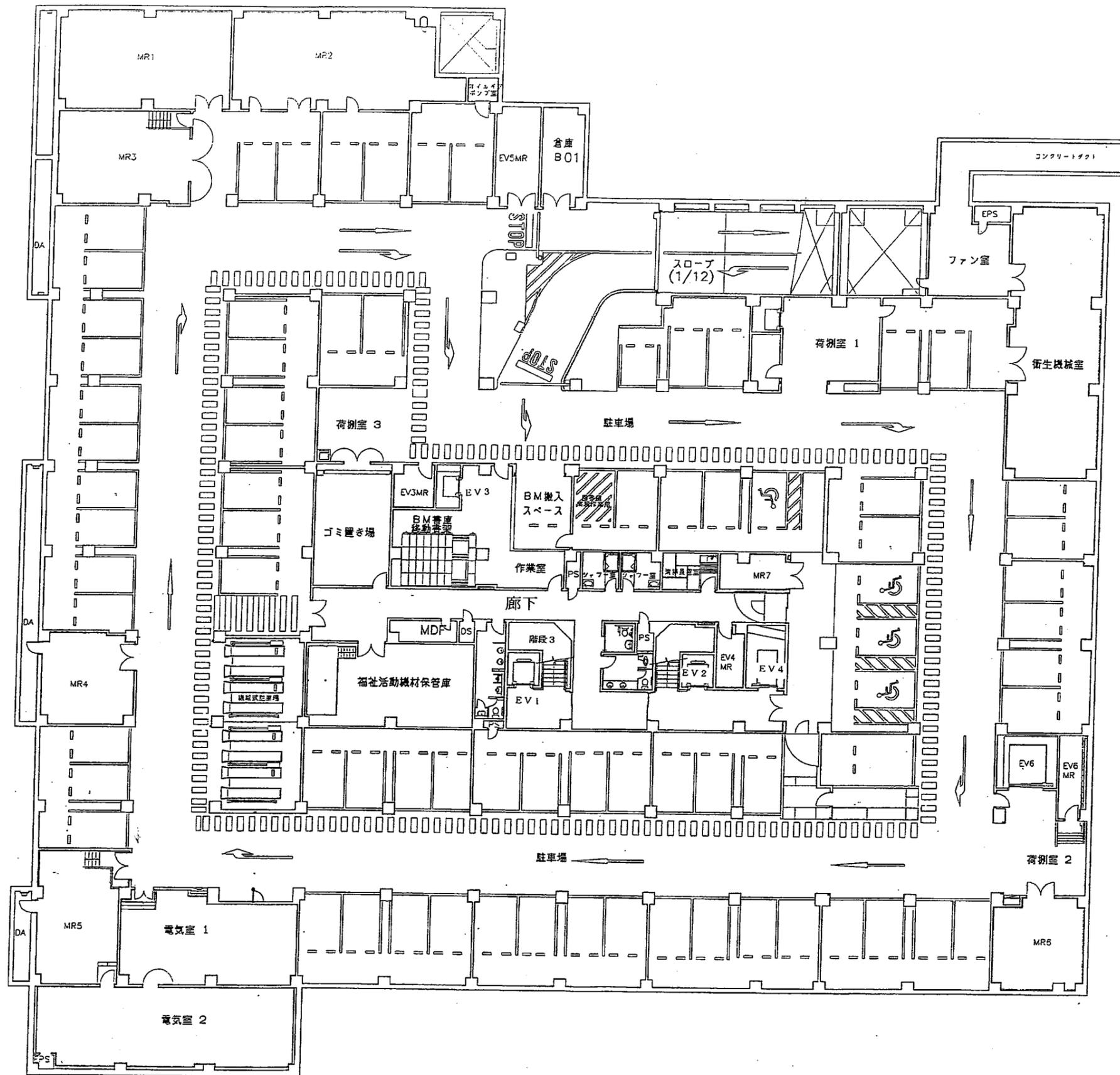
機器名		点検等項目一覧	周 期
電気設備		<ul style="list-style-type: none"> 腐食、発錆等の劣化及び異常の確認 照明の点灯確認 	週 1 回 月 1 回
空気調和設備	冷温水発生機 冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> 異常振動、異常音の有無の確認 制御盤、電源ランプの点灯確認 運転状態の確認（圧力・温度計測） 異常漏洩及び腐食の有無の確認 	毎 日 毎 日 毎 日 毎 日
	冷温水ポンプ 冷却水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 制御盤、電源ランプの点灯確認 運転状態の確認（圧力・電流計測） 異常漏洩及び腐食の有無の確認 	毎 日 毎 日 毎 日
	空気調和機 ユニット形	<ul style="list-style-type: none"> 異常振動、異常音の有無の確認 運転状態の確認（圧力・温度・電流計測） エアフィルター点検、清掃、取替え 加湿器の点検、調整 加湿器、加湿エレメントの汚れの清掃 フロン排出抑制法に基づく簡易点検、記録 	毎 日 毎 日 年 2 回 年 1 回 年 1 回 3 ヶ月に 1 回
	空気調和機 ファンコイルユニット パッケージ形 電気パネヒーター 温水パネヒーター 全熱交換機	<ul style="list-style-type: none"> 異常振動、異常音の有無の確認 冷媒漏れ、油漏れの確認 吹出口、吸込口の清掃、風量の確認 エアフィルター点検、清掃、取替え ドレンパン、ドレン管等の点検、清掃 加湿器の点検、調整 加湿器、加湿エレメントの汚れの清掃 フロン排出抑制法に基づく簡易点検、記録 	月 1 回 月 1 回 月 1 回 年 2 回 年 2 回 年 1 回 年 1 回 3 ヶ月に 1 回
	送風機設備 ・給気ファン・排気ファン ・排煙ファン・気流攪拌ファン ・可変風量装置	<ul style="list-style-type: none"> エアフィルターの清掃 吹出口、吸込口の清掃、風量の確認 異常振動及び異常音の有無の確認 ファングリスアップ、V ベルトの張り具合及び摩耗の確認・調整 	年 2 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回
自動制御機器		<ul style="list-style-type: none"> 作動の確認 	週 1 回
受水槽 高架水槽 雑用水槽		<ul style="list-style-type: none"> 損傷、漏水の有無の確認 フロートスイッチの作動状況の確認 電極棒、電磁弁等、機能部品の作動確認 制御盤、電源ランプの点灯確認 受水槽の切替 供給を受ける人が健康を害するおそれがある時は、直ちに給水停止し、又はその旨を利用者等に周知せしめる。 水質に影響を与える事態が発生したときは、速やかに点検を行う。 	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 週 1 回 適時 適時
汚水槽 雑排水槽		<ul style="list-style-type: none"> 損傷、漏水の有無の確認 フロートスイッチの作動状況の確認 制御盤、電源ランプの点灯確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回
消火用補給水槽		<ul style="list-style-type: none"> 損傷、漏水の有無の確認 電極棒、電磁弁等、機能部品の作動確認 フロートスイッチの作動状況の確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回
消火水槽		<ul style="list-style-type: none"> 水槽内水量の確認 	月 1 回

機器名	点検等項目一覧	周 期
スプリンクラーポンプユニット 補助加圧ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御盤、電源ランプの点灯確認 ・ 異常漏洩及び腐食の有無の確認 ・ 管内圧力の確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回
泡消火ポンプ ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御盤、電源ランプの点灯確認 ・ 異常漏洩及び腐食の有無の確認 ・ 管内圧力の確認 ・ 泡原液タンクの液量確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回
衛生ポンプ類 ・ 揚水ポンプ・排水ポンプ ・ 雨水再利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御盤、電源ランプの点灯確認 ・ 運転状態の確認（圧力・電流計測） ・ 異常漏洩及び腐食の有無の確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回
電気温水器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管接続部漏水の有無の確認 ・ 逃し弁減圧弁の作動確認 ・ 配管保温材損傷の有無の確認 	月 1 回 月 1 回 月 1 回
燃料輸送ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御盤、電源ランプの点灯確認 ・ 漏洩及び腐食の有無の確認 	月 1 回 月 1 回
地下燃料タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク漏洩及び腐食の有無の確認 ・ 点検記録 点検項目は、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 2 9 日消防危第 4 8 号）によること。	月 1 回 年 1 回
全トイレ呼出表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全警報装置の作動確認（呼出灯点灯・ブザー鳴動） 	年 1 回
音声案内装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が用意するシグナルエイドを用いて、視覚障害者用の音声案内装置の作動確認 	年 2 回
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気使用量の確認記録 ・ 上水使用量の確認記録（雨水受水量及び冷却塔使用量を含む） ・ ガス使用量の確認記録 ・ 上水及び雑用水の残留塩素の測定 給水末端において DPD 法により検査を行う。 ・ 湯沸器、電磁調理器の損傷の確認、ガス漏れの確認 ・ 手洗器、大・小便器の詰まり、漏水の確認 ・ 女性トイレ及び多目的トイレに設置されているベビーチェアの安全確認（ネジの緩み等） ・ 衛生設備の補修部品の在庫管理 ・ 照明灯具の在庫管理 	毎 日 毎 日 毎 日 週 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回

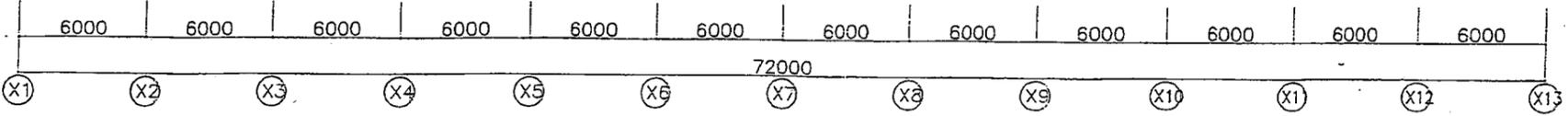
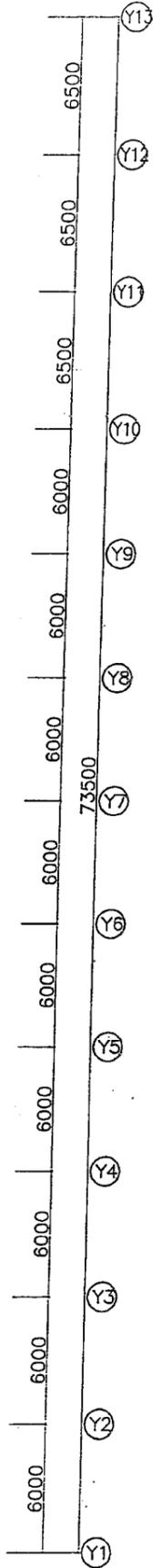
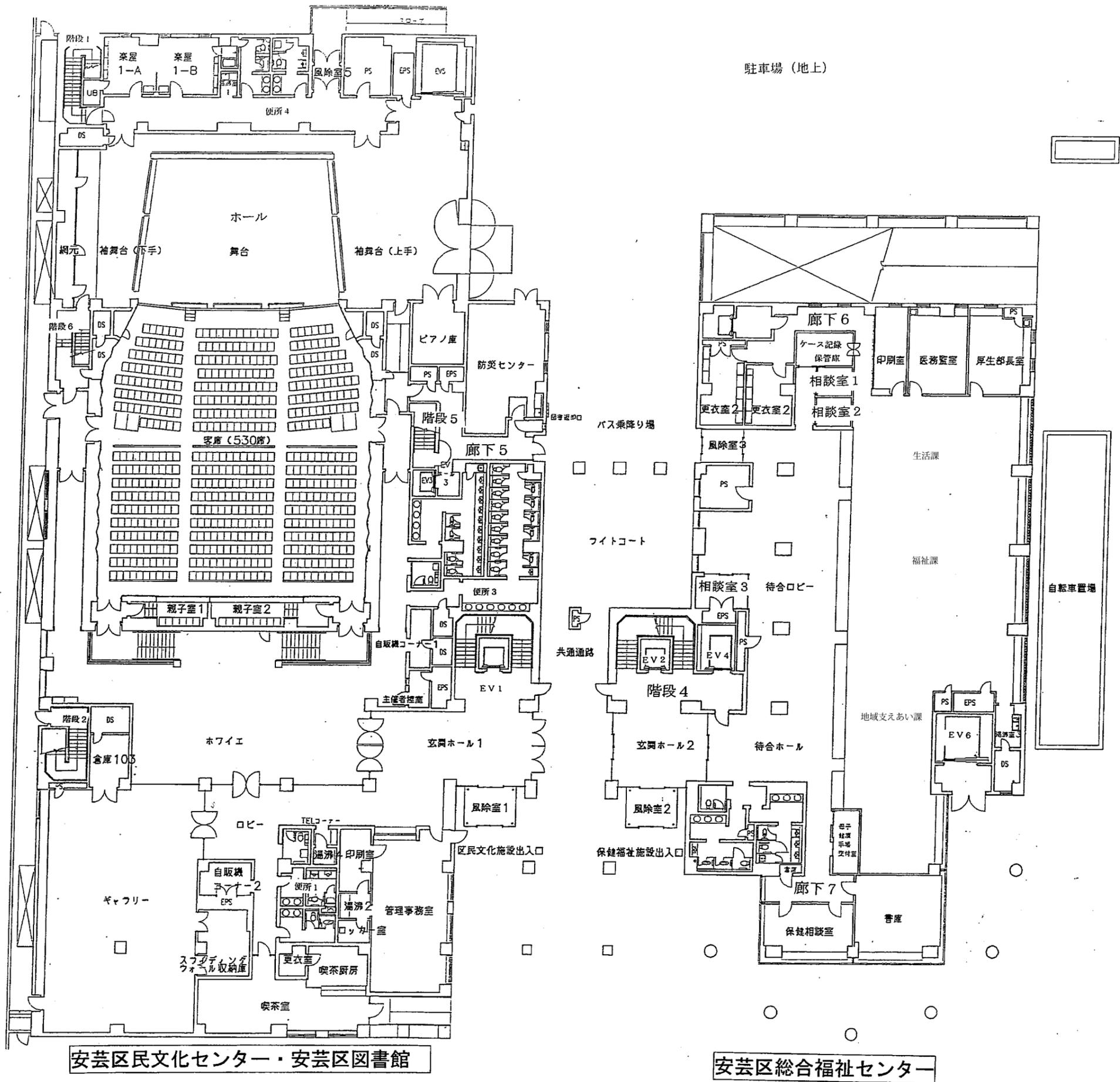
安芸区民文化センター等合築施設



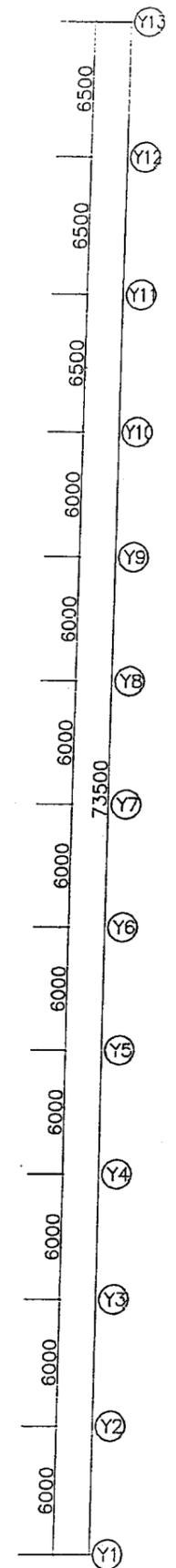
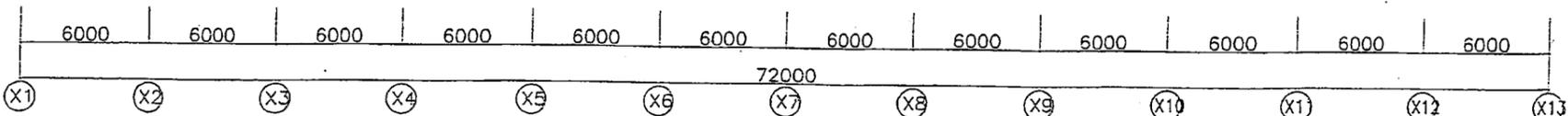
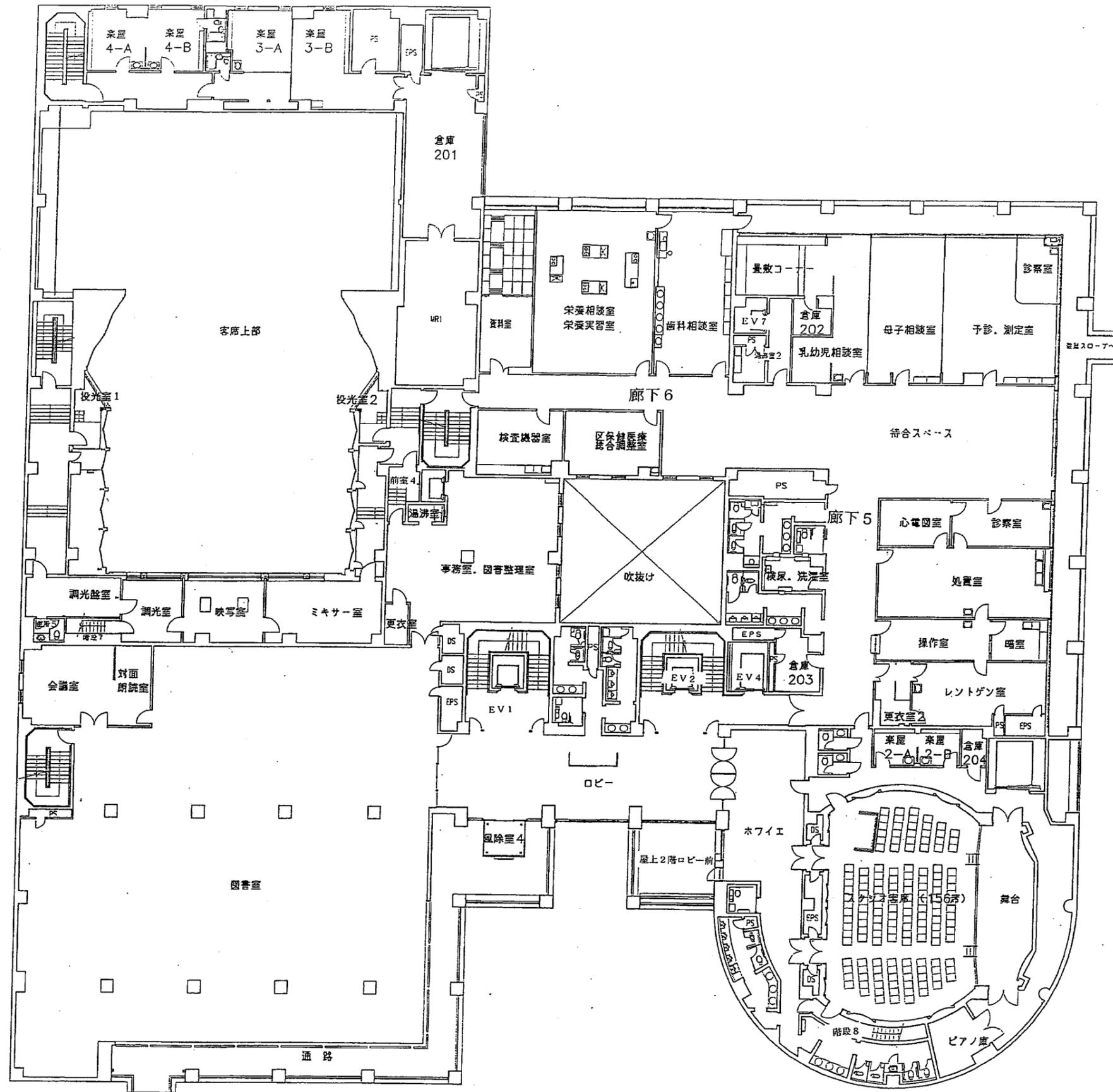
安芸区民文化センター等合築施設



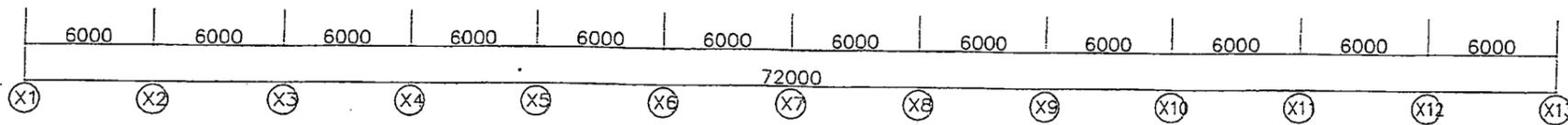
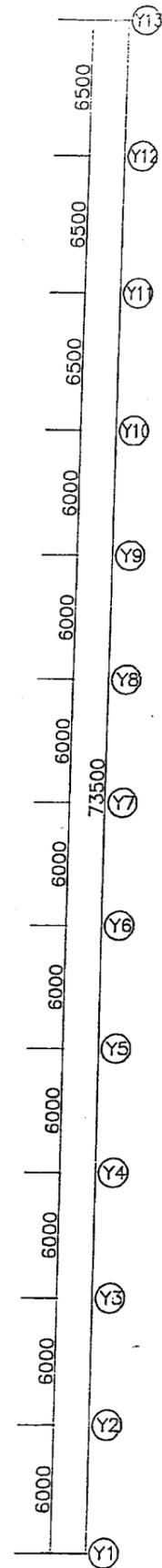
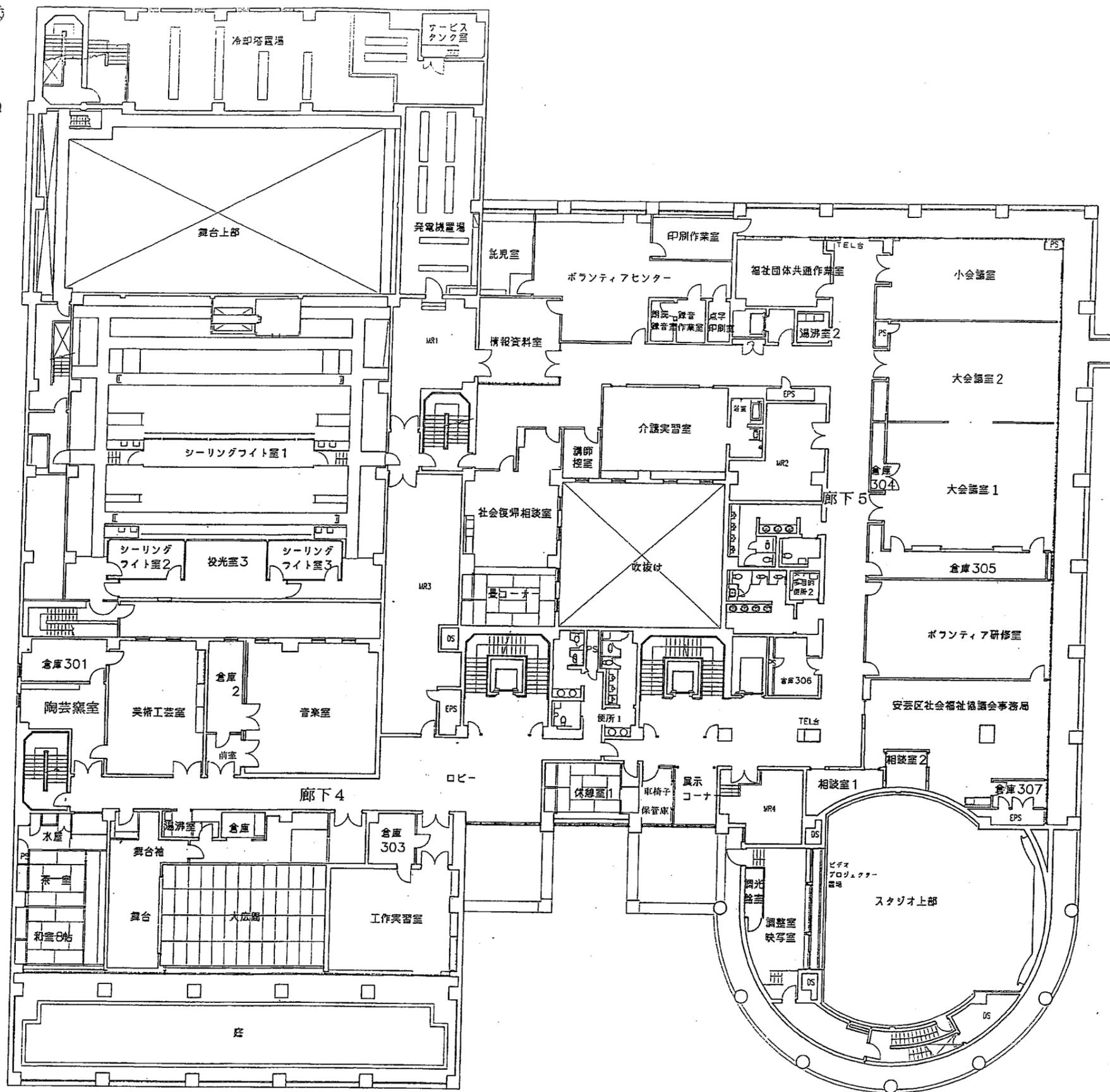
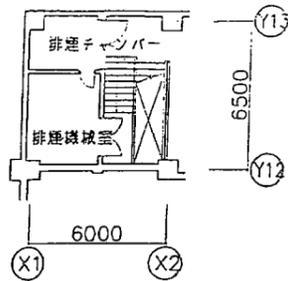
地階平面図



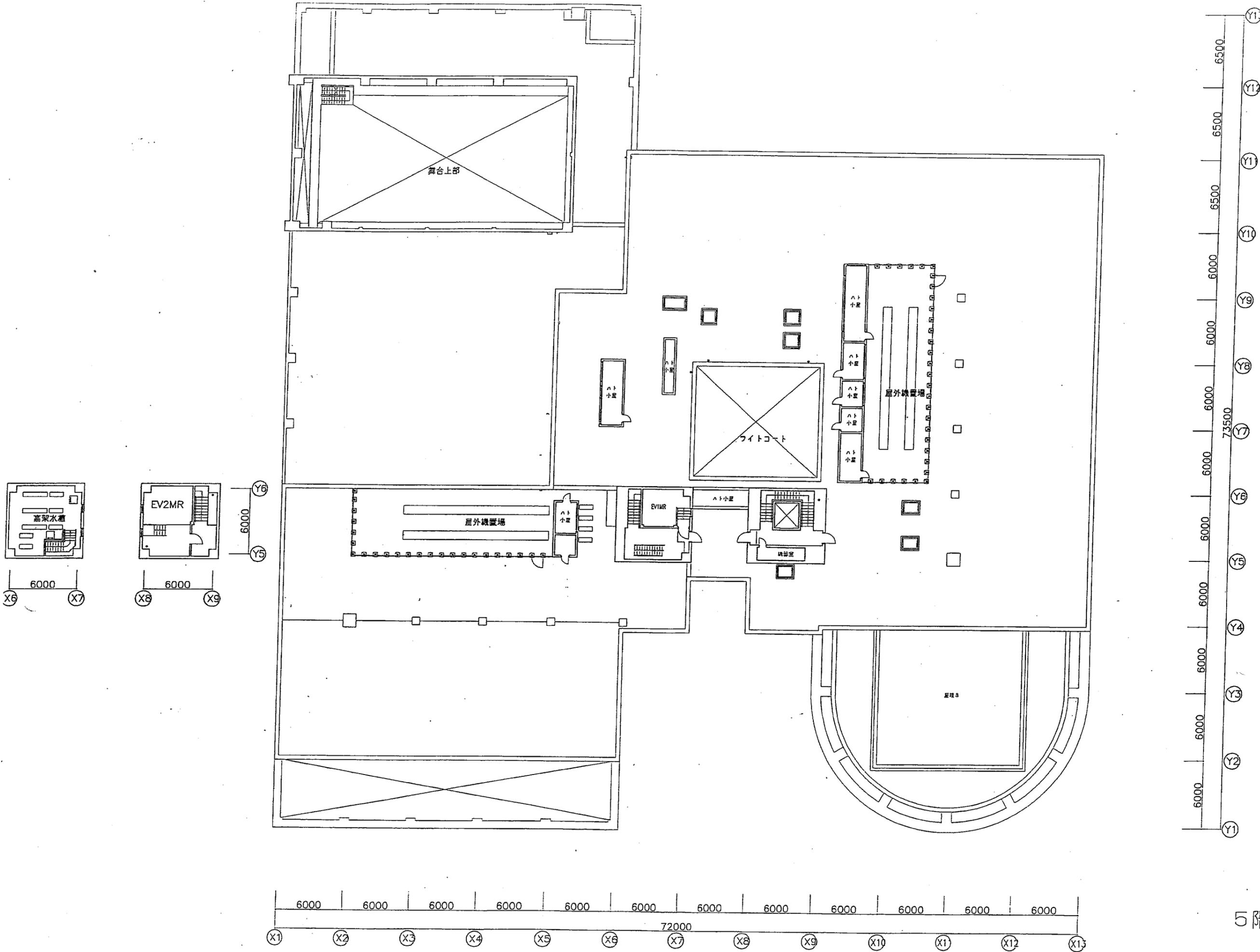
1階平面図



2階平面図



3階平面図



5階平面図